［条を削る。］

（幼稚園等の譲渡価額）

第三十四条　法第三十五条の三第二項において準用する同法第三十五条の二第二項に規定する主務大臣が定める額は、次のとおりとする。

一　幼稚園等又は関連利便施設を譲渡する場合における幼稚園等又は関連利便施設の譲渡価額は、幼稚園等又は関連利便施設の建設費、幼稚園等又は関連利便施設に係る公庫の貸付金の利息、幼稚園等又は関連利便施設の建設費（建設費が公庫の定める額を超える場合においては、当該公庫の定める額に相当する額）から幼稚園等又は関連利便施設に係る公庫の貸付金に相当する額を差し引いた額に公庫が承認した率を乗じた額及び幼稚園等又は関連利便施設の譲渡のために通常必要な費用等を参酌して公庫が承認した額

二　幼稚園等又は関連利便施設に付随する土地又は借地権の譲渡価額は土地若しくは借地権の取得又は土地若しくは借地権の取得及び土地の造成若しくは土地の造成（以下この号において「土地の取得造成等」という。）に要した費用、土地の取得造成等に係る公庫の貸付金の利息、土地の取得造成等に要した費用（土地の取得造成等に要した費用が公庫の定める額を超える場合においては、当該公庫の定める額に相当する額）から幼稚園等又は関連利便施設に付随する土地又は借地権に係る公庫の貸付金に相当する額を差し引いた額に公庫が承認した率を乗じた額及び土地又は借地権の譲渡のために通常必要な費用等を参酌して公庫が承認した額

（幼稚園等の賃貸料、譲渡価額等の特例）

第三十五条　幼稚園等の賃貸人等は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、前三条の規定にかかわらず、主務大臣の承認を得て、賃貸料又は譲渡価額その他賃貸又は譲渡の条件を別に定めることができる。

（公庫の運営に対する配慮）

第三十六条　主務大臣は、公庫の業務の円滑な運営を図るため適当と認められる人的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

［条を削る。］

（公庫の運営に対する配慮）

第十条　主務大臣は、公庫の業務の円滑な運営を図るため適当と認められる人的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の廃止）

第二条　沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令（昭和四十八年総理府大蔵省令第二号）は、廃止する。

○内閣府・財務省・経済産業省令第三号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十四条第一項第三号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十四条第一項第三号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令を廃止する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第二十四条第一項第三号に規定する内閣府令・経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令（平成二十四年内閣府・財務省・経済産業省令第四号）は、廃止する。

附　則

この命令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。